

# ○論説:仮名・匿名で活動する主体に関する名誉権等の人格権法上の保護—サイバネティック・アバター時代を背景として

松尾剛行\*

## 第1 はじめに

### 1 サイバネティック・アバターとは

本稿では、サイバネティック・アバター（以下「CA」という。）時代を背景とした、匿名・仮名で活動する主体に対する名誉毀損等の問題を取り上げる。

そもそも、CAという言葉自体が聞きなれない読者も多いことと思われる。CAは、ムーンショット研究開発目標1「2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現」におけるキーワードである。身代わりとしてのロボットや3D映像等を示すアバターを中核として、人の身体的能力、認知能力及び知覚能力を拡張するICT技術やロボット技術を含む概念で、Society5.0時代のサイバー・フィジカル空間で自由自在に活躍するものとされている<sup>1</sup>。

つまり、ユーザの分身として、又はその能力拡張のために利用可能な仮想空間上のアバター、又は、現実世界におけるロボットについてCAと総称している。例えば、メタバース上でユーザーの分身として活動するアバターはCA

\* 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、慶應義塾大学特任准教授、学習院大学非常勤講師（2024年3月現在）

1 内閣府「ムーンショット目標1—2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現—」（<https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/sub1.html>、令和6年1月22日最終閲覧、以下同じ。）、新保史生「サイバネティック・アバターの存在証明—ロボット・AI・サイバーフィジカル社会に向けたアバター法の幕開け—」人工知能36巻5号（令和3年）570頁及び松尾剛行「サイバネティック・アバターの法律問題」連載World Trend Report409号（令和5年）24頁以下参照。（<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr409-20230427-keiimatsuo.html>）

である。テレエグジスタンスと言って例えば遠方の会議にロボットに自分の代わりに参加してもらい、自分はロボットを自宅から操作するというような分身ロボットもCAの一種である。オンライン上でアバターを利用して配信するVTuber<sup>2</sup>こそが、CAのうちの最も有名なものであろう。

## 2 CAと名誉毀損・名誉感情侵害

ここで、VTuberに対する名誉毀損・名誉感情侵害は深刻な問題である。VTuber以外の芸能人、タレント、YouTuber等に対して、誹謗中傷問題が蔓延しており、問題解決のための取り組みとして、刑法の侮辱罪の改正等の具体的な動きが見られる<sup>3</sup>。そして、VTuberに関しても、例えば、にじさんじを展開するAnycolor社及びホロライブを展開するカバー社は2022年12月5日に共同声明文<sup>4</sup>を發表し、VTuberに対する誹謗中傷問題に対して警鐘を鳴らしている。そこで、VTuberをはじめとするCAの名誉権をはじめとする人格権の問題の検討が始まっている<sup>5</sup>。

- 2 筆者の関連する業績として、松尾剛行「プラットフォーム事業者によるアカウント凍結等に対する私法上の救済について」情報法制研究10号（令和3年）66頁（[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/10/0/10\\_66/\\_pdf/\\_char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/10/0/10_66/_pdf/_char/ja)）参照。
- 3 法学セミナー 2021年12月号特集「言論に対するゆるしと制裁」の各論文（嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割：侮辱罪の法定刑引き上げをめぐる」法セ66巻12号（令和3年）6-11頁、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律：侮辱罪の改正動向を踏まえて」法セ66巻12号（令和3年）12-19頁、高田久実「讒謗律をめぐる言論と私人の名誉」法セ66巻12号（令和3年）20-25頁、志田陽子「ネット言論と表現の自由のこれから」法セ66巻12号（令和3年）26-31頁、村田健介「インターネット上の名誉毀損と民法法理」法セ66巻12号（令和3年）32-38頁、杉本和士「インターネット上の匿名誹謗中傷をめぐる民事紛争と法：発信者情報開示請求制度・民事裁判手続の在り方めぐって」法セ66巻12号（令和3年）39-44頁及び成原恵「媒介者責任の再検討：プロバイダ責任制限法改正および関連する取組の意義と課題」法セ66巻12号（令和3年）45-51頁）が参考になる。
- 4 ANYCOLOR=カバー「共同声明文」（令和4年12月5日）（<https://files.microcms-assets.io/assets/5694fd90407444338a64d654e407cc0e/60de641278e94221910d4a452fc10cd1/共同声明文.pdf>）。
- 5 松尾前掲注1に加え、例えば、原田伸一郎「バーチャルYouTuberの人格権・著作人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究26巻（令和3年）53頁（<https://shizuoka.repo.nii.ac.jp/records/13178>）、同「バーチャルYouTuberとして活動する者に対する名誉感情侵害を認めた事例」新・判例解説Watch民法（財産法）239号（令和5年）（[http://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-032392286\\_tkc.pdf](http://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-032392286_tkc.pdf)）、同「アバターを用いて活動する者に対する人格権侵害の成否—VTuber誹謗中傷裁判レビュー—」情報法制研究14号（令和5年）68頁及び松尾剛行「VTUBERと名誉毀損——メタバースに関する法律問題の一部を考える」ウェブ連載版「最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務」第40回（令和4年）（<https://keisobiblio.com/2022/01/25/matsuo40/>）等。

ここで、名誉毀損と名誉感情侵害について簡潔に説明すると、名誉毀損は、外部的名誉、すなわち、人に対して社会が与える評価（社会的評価）を問題とするもので、社会的評価が低下した場合に成立する<sup>6</sup>。これに対し、名誉感情は自分が自分の価値について有している意識や感情を問題とするもの<sup>7</sup>で、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に不法行為等となるとされる<sup>8</sup>。なお、事実摘示による名誉毀損における摘示内容が真実である場合の真実性の抗弁や、意見論評による名誉毀損における公正な論評の法理等の抗弁も名誉毀損一般における重要論点ではあるが、本稿との関係の薄さから割愛する<sup>9</sup>。

### 3 仮名・匿名で活動する主体の名誉権等の問題

CAの名誉毀損や名誉感情侵害等の人格権侵害の問題を検討する上では、CAを用いる者が、VTuberの芸名やユーザー名・ハンドル名等の仮名を利用し、実名を明かさずに活動をする点が多い点が課題となる。もちろん、CAを利用する際に、実名を利用すること自体は可能であり、メタバースを実名で利用する者も存在するが、少なくとも日本国内のメタバースプラットフォームや、利用されるものが国際メタバースプラットフォームであっても、それを利用する日本人ユーザーは、メタバース上で本名と異なるユーザー名・ハンドル名を利用することが多い。また、VTuberにおいては、「中の人」の本名とは異なるいわば「芸名」を用いているものが大多数である。

このような、CAが実名を用いない場合において、名誉権侵害や名誉感情侵害等の人格権侵害は、その芸名・ユーザー名・ハンドル名等の仮名を利用して行われることになる。例えば、後述の大阪地判令和4年8月31日<sup>10</sup>では、VTuberである宝鐘マリンに対して、同人がバカだ等とする投稿による名誉感情侵害が問題となったところ、「宝鐘マリン」は、その「中の人」である原告とは当然その名前が異なっている。そこで「宝鐘マリンはバカである」等という形で

6 佃克彦『名誉毀損の法律実務』（平成29年、第3版、弘文堂）241頁。

7 同上2頁。

8 最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。但し傍論である。

9 佃掲注6・444頁以下および546頁以下参照。

10 大阪地判令和4年8月31日判タ1501号202頁。

CAのユーザー名を利用して行われる投稿が、CAにおいてアバターを利用するユーザー本人（例えば宝鐘マリンの「中の人」である大阪地判令和4年8月31日の原告）に対する名誉感情侵害等的人格権侵害になるのかが問題となる。

CAと異なる文脈においても、従前から、例えば、SNS上で「A」というハンドルネームを用いて活動しているBについて、Cが「Aは犯罪者だ」と投稿すると言った場面において、Aという表現をもってBに対する名誉毀損が成立するかという問題が論じられており、これは特定の問題や同定可能性の問題と呼ばれている<sup>11</sup>。

CAにおいては、上記のとおり、CAの名称と中の人の氏名が異なる場合に、上記のSNSの匿名・仮名投稿事例と同様に同定可能性の問題が生じている。しかも、架空のキャラクター（例えばアニメのキャラクター）に対しては人格権侵害が成立しないとされている<sup>12</sup>。その結果、例えば、VTuberはアニメのキャラクターのようなものに、いわば「声優」が声を当てているだけで、VTuberの名称を使って誹謗中傷しても、その中の人の名誉を毀損するものではないのではないか等という形で、この同定可能性がより重要な問題となっている。だからこそ、CA時代を背景に、仮名・匿名で活動する主体に関する名誉権等的人格権法上の保護のため、同定可能性の問題を考えることは重要である。

そこで、本稿では、まずはCA「以外」の同定可能性に関する議論、裁判例等を概観した上で（第2）、CAと同定可能性に関する議論、裁判例について検討し（第3）、最後に、CAと中の人（ユーザー）が1対1で対応しているのではなく、複数人のユーザーがCAを操作する場合、例えばVTuberの「中の人」が複数人存在する場合について論じる（第4）。なお、将来的には自律型AIに操作されるCA等も問題となり得るが、本稿では人間が（複数の場合を含め）

11 佃前掲注6・58頁以下、松尾剛行=山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』（平成31年、第2版、勁草書房）169頁以下。

12 前野孝太郎「VTuberの著作権法上の保護とその限界：肖像権・パブリシティ権・名誉感情等による補完」ひろば76巻2号（令和5年）44頁。なお、これと現実に存在する人物をモデルとしたアニメ等の作成による名誉毀損・名誉感情侵害は全く異なる話である。特殊な事例ではあるものの、東京地判平成24年9月6日（WestlawJapan文献番号2012WLJPCA09068013、判例秘書文献番号L06730607）は無断で実在する参議院議員をモデルとしたアダルトアニメを作成・販売したことについて名誉感情侵害を認めた。

関与することを前提とする。

なお、名誉毀損については、被害者・加害者という表現が用いられることも見られるが、結果的に同定可能性がない等として名誉権侵害や名誉感情侵害が否定されることもある。よって本稿は、「表現者」（例えばVTuberに批判的な投稿をするネットユーザー）と、「対象者」（この事例におけるVTuber）という表現を用いる。

## 第2 CA「以外」の同定可能性に関する議論、裁判例

### 1 はじめに

CA以外の場面においても、例えばペンネーム、ハンドルネーム、ユーザー名、アカウント名、ニックネーム、あだ名等を使って名誉毀損等が行われた場合の同定可能性について議論が存在し、裁判例が存在する。

そこで、以下、CA以外の場面における同定可能性について、まずは議論を整理した上で（2）、裁判例をまとめる（3）。

## 2 議論

### (1) 一般読者基準

最判昭和31年7月20日<sup>13</sup>は、「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実に対し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもつて名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」として、名誉毀損の判断基準として一般読者基準を定立した。

そこで、匿名の記事であっても、一般読者の普通の注意と読み方に照らして当該記事を解釈すると特定の人物を指すと受け止められるようなものであれば、当該特定人（対象者）に対する名誉毀損が成立するとされている<sup>14</sup>。

### (2) 芸能人の芸名や作家のペンネーム等

13 最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁。

14 個前掲注6・241頁。

まず、芸能人の芸名や作家のペンネーム等、現実世界で社会的活動を行うに際しての名称は、「その人」を指すとされている。つまり、芸能人の本名を用いないとしても、芸名を用いて犯罪者等と摘示すれば「その人」の社会的評価は低下するとされている<sup>15</sup>。

(3) 読者がハンドルネーム等のインターネット上で利用する呼称と、「中の人」の関係性を理解することができる場合

いわゆるインターネット上のハンドルネーム等であっても、たとえば、甲野太郎が「自分はインターネット上で乙川花子という名前を利用している」と公言している場合等、かかるインターネット上の呼称が現実世界においても知られており、「乙川花子が犯罪者だ」等とする投稿から、読者は「ここである乙川花子というのは甲野太郎のことだ」と分かる。よってこのような場合には、甲野太郎の名誉を毀損したと言える。

ここで、上記の一般読者基準（上記（1）参照）というのは、決して文字通りの「全ての読者」が甲野太郎と乙川花子の同一性を理解することができる場合のみにおいて同定を肯定するものではない。即ち、最判15年3月14日<sup>16</sup>（以下「長良川事件最判」という。）は前科・前歴に関するものであるところ、最高裁は、「被上告人（注：対象者）と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない」として名誉毀損（及びプライバシー侵害）を認めている。

つまり、その仮名（上記事例では乙川花子）を元に、一部の者が現実世界の本人（上記事例では甲野太郎）を同定可能であればそれによって同定が認められる<sup>17</sup>。

15 松尾=山田前掲注11・175頁。

16 最判15年3月14日民集57巻3号229頁。

17 例えば東京地判平成20年4月18日WestlawJapan文献番号2008WLJPCA04188008、判例秘書文獻番号L06331194は、「お局様」によるいじめに関する投稿につき、対象者は、会社に勤務する40

#### (4) インターネット上の人格に対する名誉毀損等

最も争いが大きいのは、上記のいずれでもない場合である。そして、この場合については、インターネット上の人格に対する名誉毀損の可否という形で議論が展開した。

実名を他の人に明かしておらず、インターネット上でそのハンドルネーム等を利用して活動する場合<sup>18</sup>においては、表現者が「乙川花子は犯罪者だ」という投稿を行なっても、誰もそこでいう「乙川花子」というのが甲野太郎のことだとわからない。そこで、このような場合において、少なくともインターネット「外」において蓄積されてきた甲野太郎の社会的評価が毀損されたというロジックで名誉毀損を肯定することは厳しいといわざるを得ない。

しかし、かかる投稿により「乙川花子」の社会的評価が低下したといえるのであれば、「乙川花子こと甲野太郎」（インターネット上で「乙川花子」として活動している甲野太郎）の社会的評価の低下を認めて良い、これがいわゆる肯定説である。これに対し、乙川花子というのは単なるインターネット上の人格に過ぎないのであって、背後にいるインターネット外の甲野太郎と無関係に乙川花子の名誉を毀損しても、それは人間の社会的評価を毀損することではなく、名誉毀損にはならないと考えるのが否定説である。

そして、学説上は肯定説と否定説が対立する。肯定説は、ハンドルネームのみを用いても、攻撃対象となった本人にとってはパソコン通信の世界で活動する上で不利益がもたらされる可能性がある<sup>19</sup>とか、ヴァーチャル・ソサイアティにおいては名誉毀損と捉えてよい<sup>20</sup>、仮想人格の発展が人格権ないしプライバシー権の1つとして法的保護に値する<sup>21</sup>等と論じる<sup>22</sup>。しかし、実世界に

---

人程度の女性の中で唯一の役員であり、他の女性職員と比べて勤続年数がはるかに長いことから、役員、従業員や取引先等の関係者にとっては、「お局様」が対象者を意味することを容易に認識できるとした。

18 例えば実名は甲野太郎であるが、乙川花子というハンドルネームでインターネット上において活動し、乙川の中の人甲野であることを明らかにしない場合が挙げられる。

19 山口いつ子「パソコン通信における名誉毀損」法時69巻9号（平成9年）92頁。

20 高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリ1120号（平成9年）80頁。

21 町村泰貴「サイバースペースにおける匿名性とプライバシー（1）」亜細亜法学34巻2号（平成12年）71頁。

22 その他加藤新太郎「パソコン通信における名誉毀損」判タ965号（平成10年）68頁、和田真一「インターネット上の名誉毀損における当事者の匿名性をめぐる問題」立命館法学292号（平成15年）

において名誉毀損行為者に対する法的責任追及を肯定してまでハンドルネーム保持者に手厚い保護をする必要はない等としてこれを否定する見解もまた有力である<sup>23</sup>。

なお、ここでは、名誉毀損と名誉感情を区別し、仮名等による活動への誹謗中傷等について名誉毀損（社会から受ける客観的評価の低下）を認めることには慎重であるものの、自己の人格権に対する主観的評価である「名誉感情」の侵害は成立し得る余地があるとする見解も存在する<sup>24</sup>。

### 3 裁判例

#### (1) 芸能人の芸名や作家のペンネーム等

まず、芸能人の芸名や作家のペンネーム等については同定を認める裁判例が多い。比較的最近の裁判例をいくつかあげよう。

例えば東京地判平成24年4月16日<sup>25</sup>は、作家である対象者についてそのペンネームを用いて「専門学校生徒をレイブした」等とする掲示板の投稿が、対象者への名誉毀損であるとし、東京地判平成25年7月17日<sup>26</sup>では、同人サークルにおいて漫画作品を発表している同人漫画家である対象者が第三者の作品を剽窃しているという印象を与える投稿につき、対象者に対する名誉毀損を肯定し、東京地判令和3年12月23日<sup>27</sup>はイラストレーターである対象者に対するペンネームを利用した名誉毀損を肯定し<sup>28</sup>、東京地判令和4年3月31日<sup>29</sup>も同様に漫画家である対象者に対してペンネームを利用した名誉毀損を肯定した<sup>30</sup>。

---

490頁も参照。

23 佃前掲注6・198頁以下。

24 佃前掲注6・200頁。

25 東京地判平成24年4月16日D1-Law.com判例体系文献番号28180860、TKCLEX/DB文献番号25493949。

26 東京地判平成25年7月17日WestlawJapan文献番号2013WLJPCA07178037、D1-Law.com判例体系文献番号29029244。

27 東京地判令和3年12月23日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA12239001、D1-Law.com判例体系文献番号28300044、TKCLEX/DB文献番号25571891、判例秘書文献番号L07631158。

28 但し控訴審の知財高判令和4年10月19日裁判所HP（令4（ネ）10019号）において同定可能性以外で破棄。

29 東京地判令和4年3月31日裁判所HP参照（令和3年（ワ）5988号）。

30 ウェブライターのパンネームでの同定を肯定した、東京地判平成28年10月18日WestlawJapan文献番号2016WLJPCA10188020、D1-Law.com判例体系文献番号29021337、TKCLEX/DB文献



コスプレイヤーについて芸名による同定を肯定した裁判例も多数存在する<sup>31</sup>。

東京地判令和4年4月22日<sup>32</sup>は司会者について芸名による同定を肯定した。

なお、YouTuber等自分の顔を出して動画を配信していれば、それはテレビかインターネットかの違いだけであり、芸名として容易に同定が可能だろう<sup>33</sup>。

(2) 読者がハンドルネーム等のインターネット上で利用する呼称と、「中の人」の関係性を理解することができる場合

ア はじめに

では、インターネットにおいて、どのような場合にハンドル名等が、芸能人の芸名や作家のペンネーム等と同様に扱われ、読者がハンドルネーム等のインターネット上で利用する呼称と、「中の人」の関係性を理解するとして同定が認められるのだろうか。この点につき、東京地判平成25年10月18日<sup>34</sup>が比較的詳細に一般論を展開しているので、少し長いが引用しよう。

「一般にインターネット上におけるブログなどにおける匿名記事について名誉毀損が成立するか否かについては、匿名記事が記載された出版物等と同様に解することができる。すなわち、当該記事が匿名記事であるときには、その記載内容から認められる当該人物の属性等を総合することにより、不特定多数の者が、匿名であってもなお特定人について記載されたものと認識する

番号25538052、判例秘書文献番号L07132435も参照。

- 31 東京地判令和3年5月20日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA05208023、D1-Law.com判例体系文献番号29064903、TKCLEX/DB文献番号25600411、判例秘書文献番号L07632988、東京地判平成26年7月10日WestlawJapan文献番号2014WLJPCA07108016、D1-Law.com判例体系文献番号29041768、TKCLEX/DB文献番号25520393、東京地判平成26年7月14日WestlawJapan文献番号2014WLJPCA07148009、D1-Law.com判例体系文献番号29041757、TKCLEX/DB文献番号25520365、東京地判平成28年6月2日WestlawJapan文献番号2016WLJPCA06028006、D1-Law.com判例体系文献番号29018832、TKCLEX/DB文献番号25536727、判例秘書文献番号L07131384、東京地判令和4年1月19日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA01198004、D1-Law.com判例体系文献番号29068557、TKCLEX/DB25604102、判例秘書文献番号L077330037等。
- 32 東京地判令和4年4月22日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA04228017、D1-Law.com判例体系文献番号29070780、TKCLEX/DB25605427、判例秘書文献番号L07731459。
- 33 例えば関真也『XR・メタバースの知財法務』（令和4年、初版、中央経済グループパブリッシング）167頁は、東京地判令和3年1月29日（WestlawJapan文献番号2021WLJPCA01298028、D1-Law.com判例体系文献番号29062286、TKCLEX/DB文献番号25587586）を「実名ではなくハンドルネームでの同定可能性を認めた事例」として挙げるが、この事案は顔を出して動画を配信している事例のように思われる。
- 34 東京地判平成25年10月18日WestlawJapan文献番号2013WLJPCA10188018、D1-Law.com判例体系文献番号29030663、TKCLEX/DB文献番号25515835。

ことが可能であることを要すると解される。そして匿名記事の場合には、実名を挙げるなどして客観的に当該記事の対象者を特定した場合と比較すると、対象者を特定できる閲覧者の範囲は限定されるが、実名が記載されていなくとも、記事の記載内容から当該対象者の属性等について一定の知識、情報を有している者らによって、対象者の特定がなされる可能性があり、更にこれらの者から、特定された対象者であることについて不特定多数の第三者に伝播する可能性があれば、名誉毀損における対象者の特定については十分であるというべきである」<sup>35</sup>。

これは、上記の長良川事件最判の趣旨をインターネット上の匿名記事に対して敷衍したものと評することができるだろう。

そして東京地判平成30年10月26日<sup>36</sup>も同様に、「ある表現によって名誉を毀損された者について実名が記載されていない場合であっても、当該表現の対象者について面識がある者や一定の知識や情報を有する特定の者が、当該表現の記載内容等からその対象者を認識することができ、上記特定の者から特定された当該表現の対象者が不特定多数の第三者に伝播する可能性があれば、当該表現の対象者は十分に特定されているというべきである。」としており、この理は広く裁判所において認められている<sup>37</sup>。

#### イ 他の投稿・情報との総合判断

まず、他の投稿に本名が書いているとか、顔写真が掲載されているとか、本人同定に繋がる情報が書かれていること等を踏まえて同定を認めたものは多い<sup>38</sup>。

35 なお、ここでいう「匿名」というのは、何の名前も表示されていないという場合だけではなく、仮名等を含む。同判決の事案でも、隠語で呼ばれていた事案で同定を肯定している。

36 東京地判平成30年10月26日D1-Law.com判例体系文献番号29052048、TKCLEX/DB文献番号25556254。

37 その他「原告を知る者において、「D」が原告を指し」、記事や画像「が原告に関するものであると推知することは可能であり、」記事や画像「の閲覧者の中にこれらの者が存在した可能性があり、また、これらの閲覧者の中に、」記事や画像「を読んで初めて、原告についてのそれまで知っていた以上の情報、すなわち本件事実を知った者がいた可能性がある」と認めることができる」とした東京地判平成29年9月15日D1-Law.com判例体系文献番号29031772も参照。

38 東京地判平成26年1月24日WestlawJapan文献番号2014WLJPCA01248020、D1-Law.com判例体系文献番号29039536、TKCLEX/DB文献番号25517587、東京地判令和4年8月2日TKCLEX/DB文献番号25606556、東京地判令和1年5月14日D1-Law.com判例体系文献番号29055684、TKCLEX/DB文献番号25581405、東京地判平成30年9月28日D1-Law.com判例体系文献番号29053520、TKCLEX/DB文献番号25557407、東京地判平成30年7月6日D1-Law.com判例体系文

すなわち、一般読者基準において一般読者が参照する範囲の他の情報<sup>39</sup>を踏まえて同定を認めることができれば、それによって同定可能性は肯定される<sup>40</sup>。

#### ウ 現実世界の「中の人」との関連性

加えて、インターネット上に表現者が投稿した内容がハンドルネームに關するものであっても、一般読者にとって当該ハンドルネームと現実世界の「中の人」との関連性が認められるとして特定を認める一連の裁判例が存在する。

まず、当該投稿において顔写真が掲載されることで同定を認めたものもある<sup>41</sup>。これらの裁判例は、顔写真を通じて、一般読者（全員ではなくても一部の者）が、当該投稿がこれを現実世界の対象者本人のことだとわかると判断しているのだろう。

また、そもそも多数の地元の人々がそのハンドルネームが原告のことと知っていることから同定を認めた東京地判令和4年2月17日<sup>42</sup>等もある。

投稿そのものに現実世界の中の人を示唆するものがなく、ハンドルネームを投稿しただけであっても、中の人がお会に参加した等、中の人現実世界（オフライン）における活動を根拠として同定を認めたものは多い。例えば、

---

裁判番号29055225、TKCLEX/DB文献番号25555290、東京地判平成29年1月19日D1-Law.com判例体系文献番号29038438、TKCLEX/DB文献番号25538701、東京地判平成28年12月26日D1-Law.com判例体系文献番号29020641、TKCLEX/DB文献番号25550387、判例秘書文献番号L07133818、東京地判令和4年1月17日D1-Law.com判例体系文献番号29068629、TKCLEX/DB文献番号25604204、判例秘書文献番号L07730081。

39 例えば掲示板における投稿による名誉毀損であればその掲示板の直近の投稿

40 なお、他のサイトの記事等を踏まえて総合的に同定を認めた東京地判令和4年6月8日D1-Law.com判例体系文献番号29072877、TKCLEX/DB文献番号25606383や東京地判平成29年9月15日WestlawJapan文献番号2017WLJPCA09158019、D1-Law.com判例体系文献番号29031772、TKCLEX/DB文献番号25539268、判例秘書文献番号L07230617等も参照。

41 東京地判令和3年8月4日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA08048016、D1-Law.com判例体系文献番号29066072、TKCLEX/DB文献番号25601666、判例秘書文献番号L07631017、東京地判令和3年3月2日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA03028014、D1-Law.com判例体系文献番号29063920、TKCLEX/DB文献番号25588675、東京地判令和3年3月15日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA03158003、D1-Law.com判例体系文献番号29063478、TKCLEX/DB文献番号25588769、東京地判令和2年12月22日WestlawJapan文献番号2020WLJPCA12228027、TKCLEX/DB文献番号25587049、判例秘書文献番号L07532498、大阪高判平成28年10月6日WestlawJapan文献番号2016WLJPCA10066014、東京地判平成21年11月27日WestlawJapan文献番号2009WLJPCA11278005、東京地判平成30年3月15日D1-Law.com判例体系文献番号29049204、TKCLEX/DB文献番号25553590、判例秘書文献番号L07331330。

42 東京地判令和4年2月17日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA02178017、TKCLEX/DB文献番号25603951。

東京地判平成28年9月21日<sup>43</sup>は、対象者はAと表示されているところ、ツイッター上でAのハンドルネームを使う者が対象者であることは、そのフォロワーの多くがインターネット外の現実世界でも交流のある顔見知りであることから相当範囲で認知されていて、まずそのコミュニティにおいてAが対象者であると同定され、それを源として、友人から友人へと不特定多数の者に、記事の内容が対象者の行動についての記述であるとして伝播する可能性があると認められるとした。これは上記アの各裁判例と同様に、上記長良川事件最判の議論をハンドルネームにあてはめて同定を認めた判決といえる<sup>44</sup>。

その他オフラインでの活動も含めてハンドルネームによる同定を認めたものも多い<sup>45</sup>。具体的な活動の内容としては、訴訟活動<sup>46</sup>、ファン活動<sup>47</sup>、アマチュア写真家としての活動<sup>48</sup>、カードゲームプレイヤーとしての活動<sup>49</sup>、ゲーム競技

43 東京地判平成28年9月21日D1-Law.com判例体系文献番号29019958、TKCLEX/DB文献番号25537326、判例秘書文献番号L07132085。

44 ここで、中崎尚『Q&Aで学ぶメタバース・XRビジネスのリスクと対応策』（令和5年、初版、商事法務）121頁は本判決を「ユーザー名を20年間以上使用していたことを根拠に、ユーザー名に対する誹謗中傷を持って、当該人物に対する誹謗中傷であるとして、名誉毀損の成立を認めた裁判例がある」とする。関前掲注33・167頁も同様である。しかし、「多数のイベントに参加しており、各イベントの際にはユーザー名「@●●」のアカウントから「○○」のイベントの告知を行うなどしている」という同判決の判示からは、オンライン活動だけではなく、オフライン活動もその判断の重要なポイントであるように思われる。

45 東京地判令和4年6月23日D1-Law.com判例体系文献番号29072859、TKCLEX/DB文献番号25606239、判例秘書文献番号L07732121、東京地判令和4年8月25日TKCLEX/DB文献番号25606607、東京地判令和2年11月16日WestlawJapan文献番号2020WLJPCA11168006、D1-Law.com判例体系文献番号29061941、TKCLEX/DB文献番号25587384、上記東京地判平成30年10月26日、東京地判令和3年11月17日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA11178018、D1-Law.com判例体系文献番号29067844、TKCLEX/DB文献番号25602297、東京地判令和3年10月12日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA10128016、D1-Law.com判例体系文献番号29067367、TKCLEX/DB文献番号25602127、判例秘書文献番号L07632626、東京地判令和3年9月3日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA09038008、D1-Law.com判例体系文献番号29066702、TKCLEX/DB文献番号25601329、判例秘書文献番号L07631459、東京地判平成27年9月4日WestlawJapan文献番号2015WLJPCA09048022、D1-Law.com判例体系文献番号29014033、TKCLEX/DB文献番号25531485、東京地判令和1年12月12日D1-Law.com判例体系文献番号29058456、TKCLEX/DB文献番号25583419、判例秘書文献番号L07430782、東京地判29年9月26日、東京地判令和4年3月16日D1-Law.com判例体系文献番号29070288、令和3年7月19日D1-Law.com判例体系文献番号29067844等。

46 東京地判平成18年10月6日WestlawJapan文献番号2006WLJPCA10060010。

47 東京地判令和2年7月30日WestlawJapan文献番号2020WLJPCA07308009、D1-Law.com判例体系文献番号29060661、TKCLEX/DB文献番号25585814、判例秘書文献番号L07531397。

48 東京高判令和3年11月10日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA11106006。

49 東京地判令和3年10月15日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA10158017、TKCLEX/DB文献番号25602378、D1-Law.com判例体系文献番号29067405、判例秘書文献番号L07632655。

者としての活動<sup>50</sup>、ナンパ活動<sup>51</sup>、出会い系アプリでの活動<sup>52</sup>等を通じて同定を認めたものがある。

なお、この類型であるか、それとも(3)エでいうオンライン上の評価が既に社会評価と言える程度に至った類型なのか微妙なものとして、ハンドルネームでの契約締結等の社会生活の実施を踏まえ同定を認めた東京地判令和2年9月10日<sup>53</sup>がある。

### (3) インターネット上の人格に対する名誉毀損等

#### ア はじめに

それでは、インターネット上でのみ当該ハンドルネームが用いられており、現実世界（リアルワールド）での活動においては当該ハンドルネームが用いられていない場合（例えば、上記2(4)で挙げた、実名は甲野太郎であるが、乙川花子というハンドルネームでインターネット上において活動し、乙川の「中の人」が甲野であることを明らかにしない場合）には、裁判所は同定についてどのように判断しているのだろうか。

以下のべるとおり歴史的には否定例が多かった。その後肯定例とみられるものが、2016年時点（松尾＝山田前掲注11初版時点）で1例、2019年時点（同書第2版時点）で数例となったが、2023年段階では多数の肯定例が見られるようになった。

#### イ 否定例

確かに、名誉毀損を否定する裁判例も存在する。典型的には利用期間が短かったり、そのハンドルネーム等の呼称が極めて一般的で、誰を指すか不明だったりするものである。

例えば、東京地判令和4年4月19日<sup>54</sup>は、「X」と原告とのつながりは、原告

50 東京地判令和3年9月16日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA09168001、TKCLEX/DB文献番号25601963、判例秘書文献番号L07631245。

51 京地判平成30年12月27日D1-Law.com判例体系文献番号29051687、TKCLEX/DB文献番号25558894。

52 東京地判令和3年12月20日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA12208021、D1-Law.com判例体系文献番号29068541、TKCLEX/DB文献番号25603214。

53 東京地判令和2年9月10日WestlawJapan文献番号2020WLJPCA09108012、D1-Law.com判例体系文献番号29061254、TKCLEX/DB文献番号25586259、判例秘書文献番号L07531972。

54 東京地判令和4年4月19日D1-Law.com判例体系文献番号29070525、TKCLEX/DB文献番号25605205。

がインターネット上に開設した複数のアカウントの名義の一部に「X」という文言が使用されているという事情があるというにとどまるところ、一部に「X」ないし「X」の文言が入るアカウント名義を使用する者は原告以外にも多数いると考えられるから、一般の閲覧者にとって、同定可能性があると認めることは相当でないとした<sup>55</sup>。

#### ウ 名誉感情侵害の特殊性を踏まえた肯定例

ここで、名誉感情侵害について、名誉毀損と異なり同定可能性の程度を下げる議論がされている。すなわち、名誉毀損では一般読者基準（上記2（1）参照）で判断されるところ、例えば、東京地判令和4年7月22日<sup>56</sup>は、名誉感情の侵害は対象者の主観的名誉（名誉感情）を侵害するものであることに照らせば、一般の読者にとっての同定可能性を要しないものと解するのが相当であると<sup>57</sup>。これは上記の名誉感情侵害について同定を緩める考え（上記2（4）参照）を踏まえたものだろう。

同趣旨のものに外部的評価である名誉権の侵害の有無ではなく、人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価である名誉感情の侵害の有無が問題となっているとして、名誉感情侵害に要求される同定可能性の程度を緩めた上で同定を認めたものや<sup>58</sup>、名誉感情は、被侵害者が自己自身の人格的

55 その他の否定例に、東京地判平成29年3月29日WestlawJapan文献番号2017WLJPCA03296018、D1-Law.com判例体系文献番号29046795、判例秘書文献番号L07231443、東京地判平成16年11月24日判タ1205号265頁、東京地判平成19年9月19日WestlawJapan文献番号2017WLJPCA09198002、東京地判平成23年7月19日判例秘書文献番号L06630381、東京地判平成26年7月15日第一法規29044858、東京地判平成28年4月26日WestlawJapan文献番号2017WLJPCA04268006、D1-Law.com判例体系文献番号29017298、TKCLEX/DB文献番号25535096、東京地判平成27年1月30日WestlawJapan文献番号2015WLJPCA01308049、D1-Law.com判例体系文献番号29044605、TKCLEX/DB文献番号25524591、東京地判令和4年4月19日D1-Law.com判例体系文献番号29070525、TKCLEX/DB文献番号25605205、東京地判令和4年8月24日TKCLEX/DB文献番号25606914、東京地判令和2年3月13日WestlawJapan文献番号2020WLJPCA03138020L07530597、D1-Law.com判例体系文献番号29059904、TKCLEX/DB文献番号25584882等がある。

56 東京地判令和4年7月22日D1-Law.com判例体系文献番号28302304、TKCLEX/DB文献番号25606869。

57 なお、一般の読者を基準とした同定可能性が認められない場合には、故意又は過失の要件や相当因果関係の要件につき慎重に検討し、対象者の主観的な受け止め方を超えて、当該表現行為が当該対象者の名誉感情に具体的に向けられたと認められることを要するものと解するのが相当としている。

58 東京地判令和4年2月28日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA02288024、D1-Law.com判例体系

価値について有する主観的な評価であるから、名誉権侵害と異なり、被侵害者において侵害行為の対象者が自己と特定できれば足り、他者による同定可能性が必要となるものではないとしたもの<sup>59</sup>がある<sup>60</sup>。そこで、名誉感情侵害であれば、アカウントAというのが「第三者」が対象者のこととは理解できなくとも、アカウントAの中の人である対象者はそれが対象者のことと理解することから、同定可能性が認められる。

## エ 肯定例

これらに対し、インターネット上の人格に対する同定可能性を肯定したと言えるものも少なくとも2023年段階では多数存在する<sup>61</sup>。

東京地判令和3年7月29日<sup>62</sup>は、対象者がブログを開設しており、ツイッター及びインスタグラムにも相当数のフォロワー（ツイッターは約1万人、インスタグラムは約18万人）がいるなど、一定の知名度があること等を根拠に同定を認めた。

東京地判令和4年3月30日<sup>63</sup>も同様にブログにおいて自身の家族や過去の出来事等に関する漫画を描いたり、「C1」の名でツイッター及びインスタグラムを利用している対象者のハンドル名での同定を認めた<sup>64</sup>。

東京地判令和3年12月23日<sup>65</sup>は、オンラインゲームプレイヤーについて、「X」というハンドルネームで本件スレッドのタイトルにも現れているオンライン

---

文献番号29069537、TKCLEX/DB文献番号25603930、判例秘書文献番号L07730614。

59 東京地判令和4年3月31日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA03318014、D1-Law.com判例体系文献番号29070234、TKCLEX/DB文献番号25604264。

60 その他、東京地判令和3年10月29日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA10298023、D1-Law.com判例体系文献番号29067143、TKCLEX/DB文献番号25602834、判例秘書文献番号L07632359、東京地判平成30年12月12日D1-Law.com判例体系文献番号29051362、TKCLEX/DB文献番号25557715等も参照。

61 なお、東京地判令和4年3月15日第一法規29070047、TKCLEX/DB文献番号25604794、判例秘書文献番号L07730913もSNSアカウント名を利用した名誉毀損を肯定したが、被告が請求原因事実につき争うことを明らかにしない事案である。

62 東京地判令和3年7月29日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA07298024、D1-Law.com判例体系文献番号29065791、TKCLEX/DB文献番号25589491。

63 東京地判令和4年3月30日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA03308012、D1-Law.com判例体系文献番号29069882、TKCLEX/DB文献番号25604500、判例秘書文献番号L07730829

64 なお、東京地判令和3年1月15日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA01158030、D1-Law.com判例体系文献番号29062270、TKCLEX/DB文献番号25587571も同様である。

65 東京地判令和3年12月23日D1-Law.com判例体系文献番号29068091

ゲームをプレーしており、そのプレーヤーの間で一定の知名度を有していた」として同定を認めた<sup>66</sup>。

東京地判令和1年12月19日<sup>67</sup>は、文脈上、「X」は同ゲームのファンから成るコミュニティ内の特定の同一人物を指しているところ、同ゲームのファンのコミュニティの中で「X」というハンドルネームを用いて活動しているのは原告であることが認められるから、上記各記事は、原告を対象とするものであると認められるとして同定を認めた。

東京地判令和3年11月4日<sup>68</sup>は、被告の主張欄の記載ではあるが「原告は動画配信者としての活動においては自身の容姿や氏名、住所等のプライバシーに関する情報を公開していない」とされるアカウントについて、原告は「D」のアカウント名でツイキャスにおいて動画配信をしているところ、記録を精査しても、原告以外に「D」のアカウント名を用いてツイキャスで動画配信をしている者の存在はうかがわれなから、投稿が対象とする「D」とは原告のツイキャスにおけるアカウントと推認するのが相当である。したがって、当該投稿は、原告を対象とするものと認めることができるとした。

東京地判令和1年9月27日<sup>69</sup>は、ハンドルネームで多数のコメントの投稿を行うなど、Bの黨員として精力的に活動している者について同定を認めた。

情報商材販売<sup>70</sup>、物品販売<sup>71</sup>、アフィリエイト<sup>72</sup>等で特定を認めた裁判例もある。

---

66 なお、東京地判令和4年1月12日D1-Law.com判例体系文献番号29068720、TKCLEX/DB文献番号25604336も同様である。

67 東京地判令和1年12月19日D1-Law.com判例体系文献番号29058308、TKCLEX/DB文献番号25583847、判例秘書文献番号L07430739。なお、ここでいう「コミュニティ」は「見境なくクソリつけてくる害悪野郎」等という投稿内容からすればインターネット上のコミュニティーのことと理解される。

68 東京地判令和3年11月4日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA11048015、D1-Law.com判例体系文献番号29067894、TKCLEX/DB文献番号25602403、判例秘書文献番号L07632359

69 東京地判令和1年9月27日D1-Law.com判例体系文献番号29056749、TKCLEX/DB文献番号25581600、判例秘書文献番号L07431624。

70 東京地判平成30年12月17日D1-Law.com判例体系文献番号29051733、TKCLEX/DB文献番号25558279。

71 東京地判令和4年4月15日D1-Law.com判例体系文献番号29070409、TKCLEX/DB文献番号25605327、判例秘書文献番号L07731264。

72 東京地判平成31年4月25日WestlawJapan文献番号2019WLJPCA04256025、D1-Law.com判例体系文献番号29055502、TKCLEX/DB文献番号25581380。



#### 4 検討

インターネット上の人格に対する名誉毀損及び名誉感情侵害については、名誉毀損及び名誉感情侵害がそれぞれ何を問題とするものかに遡って検討すべきである。

上記（第1・2）のとおり、名誉毀損は、外部的名誉、すなわち、人に対して社会が与える評価（社会的評価）を問題とするものであり、名誉感情は自分が自分の価値について有している意識や感情を問題とするものであった<sup>73</sup>。

そして、インターネットが「一部の人」の交流の場だった時代においては、名誉権の問題たる「社会」はリアルワールドであって、バーチャル（仮想）なインターネットのみにおける名誉毀損は、少なくとも「社会」的評価低下の問題にはならない。だからこそ現実世界において通称として通用する(3(1))か、そうではなくても、読者がハンドルネーム等のインターネット上で利用する呼称と、現実世界の「中の人」の関係性を理解することができる場合(3(2))に限るという考えも、少なくとも過去の一時期までにおいてはもっともな解釈であった。

しかし、インターネットが既にインフラ化した現代社会において、オンラインにおいてもオフラインと同程度に「社会活動」と評することができるものは多々存在する。すると、インターネット上の活動に対する評価だからと言って一律にそれが社会的評価ではないとすべきではない。

そして、上記3(3)エのいわゆる肯定例の中で、およそ何も活動をしていないにもかかわらず、名誉毀損を肯定したようなものはない。但し、内容としてはファンとしてSNSを利用していることが一定程度知られている<sup>74</sup>等、必ずしも商売をしたり<sup>75</sup>、高い知名度を誇ったりする<sup>76</sup>ことまでは不可欠ではない。

つまり、もちろん単に特定のハンドルネームでSNSを数日使ったという程度で、現実世界と無関係にそのハンドルネームでの同定を認める訳にはいか

---

73 個前掲注6・2頁

74 上記東京地判令和1年12月19日参照

75 上記東京地判平成30年12月17日、上記東京地判令和4年4月15日、上記東京地判平成31年4月25日参照

76 上記東京地判令和3年7月29日参照

ないだろう。ただ、オンライン上の活動であっても、それが一定以上長期化し、仮にSNSでのファン活動等であっても、そこで社会活動が営まれば、それそのものに社内的評価が蓄積されていく。そこで、そのようなインターネット上で営まれた社会活動を基礎として蓄積した社会的評価の毀損行為に対しては、名誉毀損を肯定するべきである<sup>77</sup>。

なお、特定のハンドルネームでSNSを数日使ったという程度であっても、まさにその利用の最中に当該ハンドルネームを使ってその対象者に対して侮辱を行えば、社会評価の低下まではなくても、その対象者自身が自分の価値について有している意識や感情、すなわち名誉感情は侵害され得るだろう（上記3（3）ウ）。

### 第3 CAと同定可能性に関する議論、裁判例

#### 1 はじめに

このようなCA「以外」の同定可能性に関する検討結果は、CAにおいてもそのまま利用できるのだろうか。

まずは、CAに関する議論（2）や裁判例（3）を検討する。但し、CAの重要な類型であるVTuberの中でも、様々な内容があるとされ（4（2））、また、CAと一口に言ってもロボット、VTuber、ゲーム用アバター、チャット用アバター等様々なものがある（4（3））。更に、その日の気分で服を着替えるようにアバターを交換する場合等もあるだろう（4（4））。そこで、これらの特徴に応じた検討をしていきたい。

---

<sup>77</sup> なお、これを脚注18の事例において、「甲野太郎」との同定に失敗したものの、「乙野花子」という架空の存在に対する名誉毀損が甲野太郎に対する名誉毀損であると擬制するものだ、と評価することは全く不可能ではないだろう。しかし、そもそもインターネット外の社会活動において「芸名」「ペンネーム」等を使っている、それを「架空の存在」に対する名誉毀損をその芸名を使う芸能人やそのペンネームを使う作家に対する名誉毀損と擬制するは捉えず、あくまでも、本人が本名と異なる名称を利用して活動していると理解される。そして、筆者は、インターネットの内外を問わず、本名以外の名前を利用していても、それが社会的活動であれば当該本名以外の名前での活動に蓄積した社会的評価は「本人」に帰属し、その社会的評価が低下されれば、その本人に対する名誉毀損となるということと考えている。

## 2 議論

まず、一般に、人格権の主体となるのは実在の人物たる「中の人」であり、アバターに対する誹謗中傷等が行われた場合にも、「中の人」の客観的評価が低下することがなければ、名誉毀損は成立しないものと解されている。このため、「中の人」が誰であるかを明かさない形でアバターが活動しているとき、アバターの活動や容ぼうに向けられた誹謗中傷等がなされても、人格権の主体となる「中の人」の客観的な社会的評価が低下することにはならないから、名誉毀損は成立しないのではないかという問題意識が存在する。一方、アバターの普段の言動や記事、投稿等に基づいて公に知られる情報から「中の人」が誰であるか具体的に知られており、アバターのキャラクターに対して向けられた言説がその人を対象とするものであると一般に理解することができるときは、その「中の人」という特定の個人に対する名誉毀損が成立するとの指摘がある<sup>78</sup>。

また、現実世界だけではなく仮想空間内の存在も「本当の自分」であることを認めた上で、仮想空間内の「自分」に対する行為が現実世界の「自分」に対する行為として評価される場合があり得るのではないかと、アバターに対する名誉やプライバシーの侵害についても、一定の限度を越えた場合には、現実のプレイヤーに対する名誉毀損等が成立するとする見解がある<sup>79</sup>。

原田は「バーチャルYouTuberの人格権・著作者人格権・実演家人格権」<sup>80</sup>でVTuberと「中の人」の関係を①あくまで生身の人間（YouTuber）がキャラクター・アバターの表象（「ガワ」とも呼ばれる）をまとめて/借りて動画配信を行っているタイプと、②キャラクターこそがVTuberの本体であって、生身の人間がその背後にいてキャラクターを操作しているわけではない（い

78 メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」（令和5年5月）46頁参照（[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/metaverse/pdf/ronten\\_seiri.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/metaverse/pdf/ronten_seiri.pdf)）。

79 小塚莊一郎「仮想空間の法律問題に対する基本的な視点」情報通信政策研究6巻1号（令和4年）81頁以下。

80 原田前掲注5「バーチャルYouTuberの人格権・著作者人格権・実演家人格権」53頁以下

わゆる「中の人」はいない）という設定（あくまで建前ではあろうが）を遵守するタイプに分類した上で、①をパーソン型、②をキャラクター型として整理し、前者は比較的名誉毀損等の人格権侵害が認められやすく、後者は認められにくいとしている。

それが誰かは秘匿されているものの、特定の中の人が存在していることを所屬企業の関係者、収録スタジオスタッフ、協賛企業スタッフ等の関係者が（その本名はともかく）認識しているパーソン型VTuberについて、少なくとも関係者は「あの人」だと分かる以上、当該VTuberの名称を利用した誹謗中傷について「中の人」への名誉毀損等の人格権侵害を認定できるとする見解もある<sup>81</sup>。

中崎は「メタバースにおける名誉権の侵害においては、アバターにより表現されるキャラクターへの批判に留まるのか、その裏側にいる人間本人の社会的評価を低下させているのかという点に焦点が当てられるものと思われる」とした上で、『「中の人」』との同一性が認められない状況において、アバターそのもの、つまり、キャラクター又は脚本に沿った表情・挙動・言動に対する言説につき名誉毀損等が成立するかどうかという点も問題となりうる」とした上で、拙稿<sup>82</sup>を引用して「議論の集積が待たれる」とする<sup>83</sup>。

### 3 裁判例

#### (1) はじめに

VTuberと名誉毀損に関し、2023年6月時点で4つの商用データベースにおいてVTuberに関する裁判例を調査して発見できた19件の全裁判例を検討したものととして松尾剛行「サイバネティック・アバター（CA）と人格権に関する裁判例～名誉毀損・名誉感情侵害を中心に」<sup>84</sup>がある。

81 東崎賢治＝近藤正篤「知的財産紛争実務の課題と展望(6)自らの存在を秘したままキャラクターを使用してインターネット上の活動を行う者の知的財産権等の権利保護に関する検討」JCAジャーナル68巻12号（令和3年）46-54頁参照。

82 松尾前掲注5参照。

83 中崎前掲注44・121頁。

84 松尾剛行「サイバネティック・アバター（CA）と人格権に関する裁判例～名誉毀損・名誉感情侵害を中心に」World Trend Report 令和5年7月号38頁（<https://www.icr.co.jp/newsletter/>

よって、本稿では、これら裁判例の詳細には入らず、同論文がまとめた同定可能性に関する裁判例のポイントのみを簡単に紹介するに留めるものとする。

(2) 東京地判令和3年12月17日<sup>85</sup>

原告がVTuberとしてだけではなくYouTuberとしても活動していたことから、『VTuber (ママ)』と対比する形で『Xさん』の言動に言及する内容であるところ、原告は『X』の名義でユーチューバーとして活動するとともに、ホロライブプロダクションに所属して『X』名義でバーチャルユーチューバーとして活動しており（中略）、その事実がインターネット上で明らかにされていること（中略）を踏まえると、（中略）『X』及び『X』名義で活動している原告を対象とする表現であると認めるのが相当である。」と認定して同定可能性を肯定している。

(3) 東京地判令和4年7月1日<sup>86</sup>

原告であるVTuberの中の人が、かつて精神的に不調をきたしたところ、そのVTuberについて「もう一回心が壊れた方がいい」旨を述べる投稿について、「一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、いずれも、キャラクター自体ではなくVTuber (ママ)としての『X』を話題とする内容であるといえるから、『X』として活動する原告に関する投稿であると認めるのが相当であ

---

wtr411-20230629-keiomatsuo.html)。なお、令和5年11月時点で再度検索した結果、同定可能性については名誉毀損ではなく脅迫であるが、「原告は、『C』というキャラクターを演じて『Vtuber』として活動していることが認められるところ、本件投稿は、対象者の生命又は身体に対する危害を加える旨の内容であり、原告が『C』としてツイッターでした投稿に返信する方法により、「お前」など呼びかけながら投稿をしていることからすると、『C』というCGで描かれたキャラクターに実在の身体はない以上、その背後の『C』として活動する実在の個人である原告を対象とするものというべきである。」とした東京地判令和4年12月14日LEXDB25608239及びVTuberに対し「Vアイドル相互の関係性や、人気の指標となるような類の数字ばかりに固執し、ゴリラのような知能と容姿の気色が悪い人物であるという個人の感想又は評価を記載したことは対象者を一定程度蔑み、罵る類のものであるといえるものの、抽象的な個人の感想に過ぎず、その表現行為の態様、程度が著しく侮辱的であって、社会通念上許される限度を超えるものとまで認めることはできないとし、同定可能性の判断をしなかった東京地判4年11月29日LEXDB25607849に接した。

85 東京地判令和3年12月17日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA12178011、D1-Law.com判例体系文献番号29068269、TKCLEX/DB文献番号25602504、判例秘書文献番号L07632132。

86 東京地判令和4年7月1日D1-Law.com判例体系文献番号29073480、TKCLEX/DB文献番号25606878。

る。原告の氏名や住所等、原告の特定に資する情報が述べられていないことをもって、同定可能性が認められないとする被告の主張は採用できない。」として、同定可能性を肯定している。

(4) 大阪地判令和4年8月31日<sup>87</sup>

この事案ではVTuberに対する「仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいな  
いせいで精神が未熟なんだろ」という投稿の同定可能性が問題となった。裁判所は『『宝鐘マリン』』としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には『宝  
鐘マリン』に向けられたものであったとしても、原告は、『宝鐘マリン』の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとめて、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は『宝鐘マリン』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる」として同定可能性を肯定した。

(5) 東京地判令和3年4月26日<sup>88</sup>

VTuberにつき『『C』』の動画配信における音声は原告の肉声であり、CGキャラクターの動きについてもモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること（中略）、『C』としての動画配信やSNS上での発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること（中略）も考慮すると、VTuber『C』の活動は、単なるCGキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであるというべきである」として同定可能性を認めた。

(6) 簡単な考察

上記裁判例によれば、中の人との現実世界での言動等との繋がりが明確な場合には容易に同定可能性を肯定する<sup>89</sup>。

問題は、必ずしもそうとは言えない場合であり、その場合には、単なる架空のアニメキャラクターに声優が声を当てている場合と同様、アニメキャラ

87 大阪地判令和4年8月31日WestlawJapan文献番号2022WLJPCA08316002、D1-Law.com判例体系文献番号28302815、TKCLEX/DB文献番号25593772、判例秘書文献番号L07750771。

88 東京地判令和3年4月26日WestlawJapan文献番号2021WLJPCA04268004、D1-Law.com判例体系文献番号29064372、TKCLEX/DB文献番号25589610。

89 上記東京地判令和3年12月17日は（VTuberとしてではない、）YouTuberとしての活動とのつながりを、上記東京地判令和4年7月1日は中の人の中の人の精神不調を踏まえたものである。

クターを誹謗中傷しても、それは声優に対するものではない、というような問題意識を踏まえ、「中の人」である個人に対して向けられたものであるかという同定可能性の問題を慎重に吟味し、具体的状況で、中の人のアバターの表象をいわば衣装のようにまとっている（上記大阪地判令和4年8月31日）とか、中の人的人格を反映したもの（上記東京地判令和3年4月26日）等として同定を認めているものと理解される。

## 4 検討

### (1) 一般論

まず、CA以外の同定可能性に関する議論は一般にCAにも適用可能である。裁判例が中の人との現実世界での言動等との繋がりが明確な場合に肯定することに加え、具体的な投稿が「中の人」である個人に対して向けられたものとして同定を認めているのは、上記第2で論じた、CA「以外」の同定可能性に関する検討結果と軌を一にする。

### (2) パーソン型とキャラクター型に応じた考察

上記原田論文において、原田が「パーソン型」「キャラクター型」というVTuberの分類軸を提起しているように、一口にCAと言っても、アバターと中の人との関係は必ずしも一律ではない。そこで、それぞれのCAのあり方に応じた考察が重要である。

そして、「パーソン型」、つまり、中の人がいわばバーチャルな衣装類似の位置づけのアバターを纏うに過ぎない、という場合においては、比較的同定を認定しやすいという点はまさに原田の指摘する通りである。上記大阪地判令和4年8月31日が「原告は、『宝鐘マリン』の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとめて、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は『宝鐘マリン』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる」と認定して同定を認めたのは、まさにこの事案をパーソン型と認定し、同定を認めたものと言えるだろう。

これに対し、キャラクター型であれば、アバターと中の人との関係は、いわばアニメキャラクターと声優の関係と類似するため、同定が困難となってく

る。例えば、あるVTuberが、脚本家の脚本に基づき特定の個人とは無関係に設定が規定され、声優が当該設定に基づいて演じている場合において、その設定に対して誹謗中傷がされても、少なくとも伝統的な考え方からは、それはまさにアニメキャラクターを誹謗中傷するのと同じであり、それに声を当てる声優の名誉や名誉感情が侵害されない、という理解となるだろう。もっとも、例えば、具体的な声優の声の当て方に関して社会的評価を低下させるないしは名誉感情を侵害する<sup>90</sup>場合であれば、声優との関係で、表現者はその声優の名前ではなくVTuberの名前を摘示しているに過ぎないものの、声優個人の人格に対する摘示<sup>91</sup>だとして、「キャラクター型」でも、名誉毀損や名誉感情侵害を認める余地はあると思われる<sup>92</sup>。

これに加え、「パーソン型」と「キャラクター型」は絶対的な区分ではないことは指摘しておきたい。例えば、中の人の本人に対する取材をもとに、その本人の個性を生かしながら、設定を追加して脚本を作る等、その中間的な場合も多い。すると、「パーソン型」だと人格権侵害が成立しやすい、「キャラクター型」だと人格権侵害が成立しにくい、という程度の大きな括りにおける傾向自体は存在するとしても、その具体的な事案でどの程度パーソン型的要素があり、キャラクター型的要素があるのか、という個別具体的な判断に基づき、名誉毀損や名誉感情侵害の成否の判断を行うべきであると思われる<sup>93</sup>。

90 例えば、この声は麻薬を吸いながら出している声だと摘示することで、声優が麻薬を吸っていると摘示し声優の名誉を毀損するとか、声の当て方が下手過ぎてキモい等と繰り返し摘示することで、声優の名誉感情を侵害する場合等。

91 この点につき関前掲注33・170頁はボイスチェンジャーを使う声優の声に関する言及は人格とは関係ないとするようだが、「そのような声に変更することを決定する」という声優の人格的決定・判断があると評される場合も存在するように思われる。

92 なお、キャラクター型のVTuberに対する投稿が、アニメキャラクターを誹謗中傷するのと同様とみなされ、名誉毀損や名誉感情侵害にならない場合について、解釈の変更や法改正等を通じてなお名誉毀損や名誉感情侵害が成立するとするべきかは、別途検討が必要である（松尾前掲注5参照）ところ、仮にそれを肯定する方向の議論を行う場合には、アニメキャラクターに対する名誉毀損まで認めるのか、そうでなければなぜVTuberにだけ特別扱いを認める必要があるのか等の議論を深める必要があると思われる。

93 三上彩水「VTuberからみるバーチャル上の人格権侵害」情報ネットワーク法学会「ネット社会法務研究会」第9回（令和5年）参照。なお、原田前掲注5（アバターを用いて活動する者に対する人格権侵害の成否—VTuber誹謗中傷裁判レビュー—）は、このような0か1かの判断ではない状況が生じることを踏まえた検討の必要性を述べている。



### (3) CAの類型に応じた考察

CAには様々な種類が存在する。そこで、そのようなCAの類型に応じて検討すべきである。

まず、VTuberについては、VTuberの活動がいわゆる芸能活動と同程度に社会活動の性質を有しており、VTuberとしての評価が社会的評価と言いやすいという性質が指摘できるだろう。

これに対し、ゲーム用アバターやチャット用アバター等、メタバースでユーザーが利用するアバターであれば、その活動が直ちに社会的活動とまでは言えない。そこで、単に数日特定のハンドル名（アバター名）でアバターを利用したという程度で、現実世界と無関係に当該ハンドル名（アバター名）での同定を認める訳にはいかないだろう。ただ、それが一定以上長期化し、そこで社会活動が営まれれば、そこに社会的評価が蓄積されていく。よって、メタバースで営まれる社会的活動が一定程度を超えたのであれば、その段階でCAを対象とする名誉毀損等について同定を認めるべきであろう<sup>94</sup>。

分身ロボットにおいては、例えば、遠方での講演のため、分身ロボットを設置してもらって、当該分身ロボットを通じて講演をする等、本人の身代わりに過ぎず、実態として中の人活動しているに過ぎないという場合、そもそもロボットの名前で事実を摘示するよりも、本人の名前で事実を摘示することも多いように思われ、特定を認めることが容易と思われる。仮に、仮名を使っている、そのロボットが特定のユーザーの顔写真を表示する場合等、いわば本人の身代わりとして現実世界におけるユーザーとの関わりが明確になっていれば、そこで対象者本人に対する名誉毀損・名誉感情侵害等の認定が可能である。今後、仮名のロボットが本人の身元を隠すために用いられ、

94 前述（第2・4）のとおり名誉感情侵害についてはより同定が肯定されやすい。なお、関前掲注33・168頁はVTuberのように、企業に所属して行う事業活動なのであれば、直ちに社会的評価の対象となる、とするが、個人勢と言われる企業に所属しないVTuberも存在するところ、企業所属が社会的評価のための必須条件ではないように思われる。原田前掲注5（「アバターを用いて活動をする者に対する人格権侵害の成否—VTuber誹謗中傷裁判レビュー—」）は、家にこもってコンピュータ画面の前でインターネット配信をすることも「リアルな活動」であり、オフ会等に参加することで初めて社会的活動だと評価する（原田はこれを「オフ会基準」と呼ぶ）ことは負担が大きいと批判する。

かつ、その活動が本人の活動と独立して社会活動とみなされるような状況が発生するかは、今後のロボット社会の発展を見越さなければならないが、もしそのような現象が生じた場合には、VTuberと同様に、ロボットの名前での事実摘示等について名誉毀損を認めるべき場合も出てくるように思われる。

#### (4) アバターを交換する場合

もし、CAと「中の人」が1対1の関係で結びついていて、「自分専用のアバター」といえるのであれば、例えば表現者がアバター名を摘示したり、アバターの写真を利用して名誉毀損等を行なったりした場合において、（現実の本人と結びついているとか、そうでなくてもインターネット上の活動が社会活動である等として）同定可能性を認めることは比較的容易である。

とはいえ、アバターには様々な利用方法があり、例えば、その日の気分によって（衣装を変えるレベルの変更ではなく）アバターそのものを入れ替えること自体も可能であるところ、そのような入れ替えが一定以上頻繁に行われることで、CAと中の人の中の同一性が認定しにくくなることはあるだろう。

この点は、具体的に表現者の行った投稿が摘示するのがCAなのかハンドル名・ユーザー名なのかとも関係するかもしれない。すなわち、例えばゲーム用アバターを含むゲームのキャプチャ画像を投稿して「このアバターがチート行為をした」と指摘するといった行為が、その日たまたま当該アバターを利用して対象者の名誉を毀損するかについて考えよう。例えば、そのゲームのキャプチャ画像の具体的内容が、アバターの顔の部分だけのものなのであれば、そのアバター画像から対象者のことと分かる人がほとんど誰もいないとして同定可能性が否定されることはありえる。しかし、例えば、ハンドルネームが当該画像や投稿内で表示されていて、アバターは日々着せ替えていても、当該ハンドルネームは長期にわたって一貫しているのであれば、それによってそのハンドルネームに社会的評価が蓄積しているとして同定可能性を認める余地はあるように思われる<sup>95</sup>。

95 なお、ユーザー名が含まれなくても、当該キャプチャ画像の場面から、一定の前提知識を有する人（第2・2（3）で言及した上記長良川事件最判参照）が、この画像で指摘されているのは、何年何月何日のあのイベントであれをやっていたアバターのことであり、このアバターはXXというユーザーのものだ、として同定可能性を肯定できる場合もあるかもしれない。

## 第4 複数人関与CAの場合

### 1 CAにおいて複数人が関与するパターンが存在すること

このように、CAに関する同定可能性の問題については一定範囲で従来の法解釈を適用することによって対応が可能と思われる。もっとも、CAにおいて複数人が関与するパターンが存在するところ、CAの中の人が一でない場合<sup>96</sup>には、なお大きな課題が発生する。

例えば、VTuberについて、声を当てる人とモーションキャプチャを使って動作を記録する人と、脚本を書く人が異なるという場合において、「VTuberの中の人に名誉毀損が成立する」という場合の「中の人」は一体誰なのだろうか。また、分身ロボットにおいても、複数人が1台のロボットを動かすシチュエーションも考えられる<sup>97</sup>。

このような場合において、例えば、XというVTuberについて様々な関係者がいる場面でXという名称を用いて、もし同定可能性さえ肯定されれば対象者の名誉を毀損する投稿がされた場合、その様々な関係者の誰に対する名誉毀損が成立するのだろうか（対象者は誰なのだろうか）、これが複数人関与CAの問題である。

### 2 権利能力なき社団により解決を試みる齊藤説

この点について、齊藤邦史および松尾光舟<sup>98</sup>が法人および権利能力なき社団・権利能力なき財団の名誉権という構成を検討している。すなわち、法人には

96 なお、個々の時点では中の人々が常に一人の場合でも、ある時点で例えば甲から乙へと中の人々が交代する場合がある。例えばゲーム用アカウントでは（当該ゲームプラットフォーム運営者の利用規約に違反しないかとの問題をさておくと）アイテムやカードの承継等のために中の人々が交代する（アカウントが売買される）ことがあり、そのような場合には、アカウント名が同じでも交代前後で断絶している場合がある。また、YouTubeアカウントにおいても、そのアカウントの登録者を引き継ぐために中の人々が交代することがある。この場合には、同じAアカウントでも、甲時代には甲こそが名誉毀損等の人格権の保護を受け、乙時代には乙こそが名誉毀損等の人格権の保護を受けるべきであろう。しかし、同じAという人格を甲の後で乙が引き続き維持し発展させるという事態はあり得るところ、このような場合は以下で論じる同時期に複数人がCAに関与する場合と類似する議論が当てはまるように思われる。

97 Cybernetic being 「『プレスリリース』個性と技能の融合：分身ロボットカフェにて2人で1人!? 共創アバターロボット実験イベントを開催」（令和4年）（[https://cybernetic-being.org/activities/202210\\_collaborative\\_avatar\\_experiment\\_release/](https://cybernetic-being.org/activities/202210_collaborative_avatar_experiment_release/)）。

98 齊藤邦史「仮想空間におけるアバターのアイデンティティ」法セ令和5年2月号26-27頁および、松尾光舟＝齊藤邦史「アバターに対する法人格の付与」情報ネットワーク・ローレビュー 22巻（令和5年）45頁以下（特に65頁）。

名誉権が認められることから、特定の法人がアバターを運営し、アバターと当該運営法人の間に同一性が認められれば、アバターに対する名誉毀損を当該法人に対する名誉毀損として構成できる<sup>99</sup>。そして、法人ではなくても、権利能力なき社団等にも名誉権があるとするのが最高裁判例であり<sup>100</sup>、権利能力なき社団が人格権を享有しうるのは学説上異論をみないとされている<sup>101</sup>。そこで、複数人がCAの背後者となっている場合においては、その複数人の関係が権利能力なき社団であれば、その名誉権が保護され、CAの名称はいわば当該権利能力なき社団の名称であって、CAの名称を利用した投稿に名誉毀損を成立させることができる、というロジックである。

この議論は興味深いものである。とりわけ、関与者が複数存在するアバターについて、オーナーとして関与するのか、受託者（経営者）や、被用者・業務委託先として関与しているかを明確にし、そのガバナンスを検討すべきという問題意識は大変示唆に富むように思われる。とはいえ、最高裁は、「法人に非ざる社団が成立するためには、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることを要する」<sup>102</sup>として、権利能力なき社団の要件として、組織を備えること、多数決の原則を行うこと、構成員の変更にかかわらず団体が存続すること、団体としての主要な点が確定していること等を求めている。例えばVTuberを考えると、声優を複数雇い入れ、一部が離脱しても引き続きVTuberとして存続させるということはあるので、構成員の変更にかかわらず団体が存続するという要件を満たす場合はありそうである<sup>103</sup>。とはいえ、一般的

99 但し、単にアバターを運営する法人が存在するというだけではあれば、例えば、現在企業に所属する「企業勢」と呼ばれるVTuberについて、誹謗中傷が必ずしも所属企業（いわゆるVTuberのマネージメント会社）に対する誹謗中傷と解されないように、それだけでは法人に帰属しない。よって、VTuberというアバターと運営企業の間には一定以上の密接な関係が必要と解されるところ、そのような密接な関係としてどのような関係が必要かは別途検討が必要であろう。

100 最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁。

101 今林良平＝前田達明『新版注釈民法（2）総則（2）法人・物一33条～89条』（平成22年、復刊版、有斐閣）82頁も参照。

102 最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁。

103 なお、Minoru Hirota「キズナイが4人に分裂、その真意は？業界トップが挑むバーチャルタレントの可能性の拡張」PANORA（平成31年6月13日）（<https://panora.tokyo/panora>）。

VTuberにおいて、それを構成する背後者の組織が備えられているのか、多数決の原則が行われているのか、団体としての主要な点が確定しているのか、  
という、少なくとも現在の在り方という意味では否定的に解する他ないであろう。仮に、この構成を用いて一定のVTuberを法的に保護することで、将来的にそのような要件を満たすようインセンティブを与える、という意義があるとしても、多くのVTuberにとってそのような要件を満たすことが果たして現実的かといった疑問は残るところである。特に、いわゆるパーソン型のVTuberはいわば芸能人であり、多数決ではなく、所属事務所の意向等に基づく意思決定がされることが想定される場所、それを多数決の原則に変えないと名誉権が保護されない、というのは、ある意味では中の人複数人のVTuberについては名誉権が保護されないままでも良い、ということにもなりかねない。むしろ、前記の松尾＝斉藤の議論は、キャラクター型と言われるような、演者の交代が想定されるVTuberを典型的に想定しているようであるところ<sup>104</sup>、それが完全なキャラクターなのであれば、なぜ人格権の保護が必要か、及び、上記のとおり法人が運営することで解決できる場合もあるように思われるところ、なぜ権利能力なき社団構成かは問われるだろう<sup>105</sup>。

ここで、学説では、社会的実態として社団と組合を容易に二分することはできず、社団には様々なものがあることから、社団法人や組合の規定をそのまま一括して適用するのではなく、問題ごとにその性格に適した規定を適用すべきといういわゆる類型論が提唱されている<sup>106</sup>。このように、権利能力なき社団の要件をある意味で緩めることで解決することもあり得る。しかし、問題ごとに適切な規定を適用するという立場を採用するにしても、どのような実態のVTuberであれば個人ではなく社団に対する名誉毀損を肯定すべきかという新たな問題を解決しなければなくなる。もし判断基準を緩めすぎると、ある意味ではアニメ制作プロジェクトのため、特定のアニメキャラクターに

---

tokyo/95596/HPC-index.html)も参照。

104 松尾＝斉藤前掲注98・63頁

105 加えて、パーソン型がVTuberの主流となる中で(原田前掲注5「アバターを用いて活動する者に対する人格権侵害の成否—VTuber誹謗中傷裁判レビュー—」参照)、キャラクター型の保護を考えることにどこまで意義があるかについても検討が必要であるように思われる。

106 山本敬三『民法講義Ⅰ—総則 第3版』(有斐閣、平成23年)515頁以下参照。

つきデザイナー、イラストレーター、脚本家、アニメーター、声優等がいわばプロジェクトメンバーとして関与しているような、従来これらのプロジェクトメンバーの「社団」について名誉毀損を肯定することが想定されていなかったような場合にも名誉毀損が肯定されかねない<sup>107</sup>。そこで、仮に権利能力なき社団の要件を緩和するとしても、これを無限に緩和することは不可能と言わざるを得ない。

加えて、権利能力なき社団の人格権を法人と同様に解するのであれば、名誉感情侵害からは保護されないことになる<sup>108</sup>。

そのような意味で、少なくとも現行法の解釈論としては、斉藤説（松尾＝斉藤説）には課題がありそうである<sup>109</sup>。

### 3 個別具体的な表現に基づく検討

まず、現行の解釈論を前提としても、個別具体的な表現に基づき当該アバターの背後者の一部の名誉権侵害や名誉感情侵害を認めることは可能であろう。上記4（2）で、表現者による具体的な投稿が声の当て方に関して社会的評価を低下させないしは名誉感情を侵害するならば、声を当てる中の人との関係で「キャラクター型」であっても、名誉毀損や名誉感情侵害を認める余地はあると述べたが、これは複数人関与CAでも当てはまるのであり、特定の表現が、例えば「今日声を当てたこの声優」等、背後者のうちの一人または複数人の名誉毀損や名誉感情侵害を内容としていれば、当該背後者について同定を肯定できるだろう。

---

107 もちろん、理論的には、これまでのアニメキャラクターに関与する人たちの「社団」に名誉毀損を肯定しなかったことが間違っているという議論もあり得るかもしれないが、筆者は現時点ではそのような見解を採用していない。

108 佃前掲注6・138頁。なお、立法論として法人や法人格なき社団に名誉感情侵害を認めるべき、という議論も別途あり得るだろう。

109 但し、いわば一人会社のように、必ずしも中の人々が複数人であることを前提としなくても、アバター社会においてはアバターのいわば中の人から独立させて、アバターに対する人格権侵害を認めていくべきだ、という方向性も志向されているようであるところ、そのような将来のアバター社会におけるあるべき姿の提案、という趣旨であれば傾聴に値するところがある見解である。とはいえ、そうであれば、法人を立てるべきではないか、あえて法人を立てないを選択した者を保護することがなぜ「あるべき姿」なのかは問われるだろう。

#### 4 所沢ダイオキシン事件に示される、広く同定可能性を認める最高裁の姿勢を踏まえた解決

加えて、所沢ダイオキシン事件<sup>110</sup>において最高裁判所は、ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値はが1g当たり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実を摘示するテレビ番組について、一般の視聴者にほうれん草等の所沢産の葉物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損したものとする原審の判断を是認している。

2010年のデータであるが、所沢市の総農家数は1748戸だったそうである<sup>111</sup>。この程度の多数人であっても、具体的な表現によっては、複数人の名誉を同時に毀損することが可能であるというのが最高裁の示唆するところである。

つまり、場合によっては、所沢ダイオキシン事件最判を踏まえて、CA、例えばVTuberを名指ししての名誉毀損や名誉感情侵害を内容とする投稿について、その複数の背後者全員に対する名誉毀損や名誉感情侵害を認定することが可能な場合があるということである。

個別具体的な表現に基づく個別具体的な判断にもなるが、この議論をVTuberに適用することを通じて、例えば、VTuberに対して「死ぬ」というような行為が、VTuberの背後者全員に対する名誉感情侵害と捉えることができる余地もあるように思われる。

### 第5 小括

SNSにおける同定可能性について、元々最高裁が長良川事件最判で一部の人が知る履歴情報を手がかりとした同定を肯定したり、所沢ダイオキシン事件で数千人について同定を肯定する等、同定可能性を広く認める傾向にあった。そして下級審が近時では匿名アカウントに対する名誉毀損について同定

110 最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁。

111 農林水産省「市町村の姿グラフと統計でみる農林水産業詳細データ—埼玉県所沢市」(平成22年)(<https://web.archive.org/web/20130211212147/https://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/11/208/details.html>)。

を肯定する（いわゆるインターネット上の人格に対する名誉毀損を肯定する）等、同定可能性の拡大の傾向はSNS時代における下級審においても見られるところである。そして、CA時代に安心してアバターを使うことができるためには、匿名・仮名のアバターであってもその権利・利益が保護されることが重要であるところ、このような同定可能性を拡大する議論は安心してアバターを利用できる社会に資するものと考え<sup>112</sup>。

もっとも、本稿は主にSNSに関する裁判例の整理をしたに留まり、CAに関する裁判例はVTuberに関する20程度の裁判例に留まる。論点整理が、引き続き裁判例の動向等を注視しつつ、考え方の整理が進められることが望まれる<sup>113</sup>としているように、この点については、今後も引き続き議論が行われることと理解される。その意味で、本稿は決して「決定版」ではなく、あくまでも、暫定的な整理であり、特に複数人関与CAに関する対応等の新たな問題については今後も引き続き研究を続けていきたい。

本研究は、JSTムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215の支援を受けたものである。学習院法務研究所において、貴重な発表の機会を頂き、所長の学習院大学長谷部由起子教授、同水野謙教授、同村山健太郎教授及び鈴木健太弁護士をはじめとする卒業生の皆様からコメントを頂いた。学習院大学及び習院法務研究所の関係者の皆様に心より感謝したい。

加えて、本稿を作成する過程では、九州大学成原慧准教授、一橋大学寺田麻佑教授、及び、慶應義塾大学斉藤邦史准教授に貴重な助言を頂戴し<sup>114</sup>、また、松尾剛行「サイバネティック・アバター（CA）と人格権に関する裁判例～名誉毀損・名誉感情侵害を中心に」World Trend Report 令和5年7月号38頁を

---

112 なお、情報空間がその機能を果たすために政府としてどのように環境を整備していくかといった大局的議論の重要性に触れる曾我部真裕「インターネットによって変容する表現の自由 誹謗中傷問題から出発して」月刊司法書士令和5年5月号38頁も参照のこと。

113 メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議前掲注78・47頁

114 令和5年12月10日の情報ネットワーク法学会第12分科会「アバターを通じた活動と人格の保護」においては、筆者の松尾=斉藤前掲注98に対する疑問について丁寧にご回答頂いた（[https://inlaw.jp/wp-content/uploads/2023/12/Program\\_Print\\_231208\\_反映.pdf](https://inlaw.jp/wp-content/uploads/2023/12/Program_Print_231208_反映.pdf)）。



論説：仮名・匿名で活動する主体に関する名誉権等の人格権法上の保護—サイバネティック・アバター時代を背景として

含む連載を公刊した際の新保史生教授及び情報通信総合研究所栗原佑介主任研究員の助言を参考とさせて頂いた。更に、早稲田大学博士課程杜雪雯様及び同修士課程宋一涵様に脚注整理等をして頂いた。ここに感謝の意を表す。

もっとも本稿の誤りは全て筆者の責任であり、読者の皆様からのご意見を踏まえ更に議論をブラッシュアップしていきたいと考えている。

